



目 次

告 示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件) ()	2
高知県教育委員会告示 ◎博物館の登録 (教育委員会 事務局生涯 学習課)	2
高知県公安委員会告示 ◎告示 (高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め)の一部改正	2

告 示

高知県告示第53号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 名称及び代表者の氏名
有限会社秋本石油 代表取締役 秋本 孝光
- 主たる事務所又は事業所の所在地
高岡郡日高村下分1887-6
- 取消し年月日
令和5年12月1日

高知県告示第54号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

区域及び区分

久礼漁業協同組合の地区
総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業

高知県告示第55号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 195号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町杉田字東川ナロ1084番1	前	18.3 }	12
	後	25.7 }	12
		31.6	

高知県告示第56号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町明戸岩字ハンドガタキ1077番5から 吾川郡仁淀川町明戸岩字ウマコロバシ1780番2まで	前	12.9 }	233
	後	12.9 }	233

高知県告示第57号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 前浜植野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市久礼田字横様968番2から 南国市久礼田字神ノ木後口921番1まで	前	11.5 }	44
	後	11.5 }	44
		14.7	

高知県告示第58号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知北環状
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市中久万字成森87番1から 高知市中久万字成森88番2まで	前	16.7 }	20
	後	16.5 }	20

高知市中久万字成森 88番2地先まで		16.8	
-----------------------	--	------	--

高知県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町西峰字カミ 2446番2から 長岡郡大豊町西峰字カミノ 上エ2473番5まで	80	令和6年2月9日

高知県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町明戸岩字ハ ンドガタキ1077番5から 吾川郡仁淀川町明戸岩字ウ マコロバシ1780番2まで	233	令和6年2月9日

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、令和6年2月6日に次の博物館を登録した。
令和6年2月9日

高知県教育長 長岡 幹泰

設置者の名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地
室戸市	室戸市浮津25番地1	むろと廃校水族館（むろと海の学校）	室戸市室戸岬町533番地2

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第2号

令和3年6月高知県公安委員会告示第9号（高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め）の一部を次のように改正し、令和6年2月11日から施行する。

令和6年2月9日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

表中

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第1項に規定する自動車運転代行業の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項
---	-----------------------------

を

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第1項に規定する自動車運転代行業の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項
施設占有者による物件の提出	遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項又は第13条第1項

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による指定の申請

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第28条第1項、第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）

特例施設占有者による保管物件の届出

遺失物法第17条

特例施設占有者による保管物件の売却の届出

遺失物法第20条第3項

特例施設占有者による保管物件の処分の届出

遺失物法第21条第2項

施設占有者又は特例施設占有者による電磁的記録媒体提出票の提出

遺失物法施行規則第41条

に改める。